平成２１年（フ）第８７０４号
大阪市東淀川区西淡路２丁目６番10―1004号
債務者　鳥生　隆史
1　決定年月日時　平成21年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８７０５号
大阪府豊中市北桜塚２丁目８番30号
債務者　河本久美子
1　決定年月日時　平成21年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８７０８号
大阪市住吉区東粉浜２丁目４番９号
債務者　田中　一好
1　決定年月日時　平成21年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１２６１号
神戸市兵庫区会下山町１丁目１番18―104号
債務者　伊原隆一こと　尹　　隆一
1　決定年月日時　平成21年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月８日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１３６８号
神戸市東灘区魚崎南町７丁目12番９号206号、前住所神戸市西区伊川谷町有瀬131番地
債務者　内藤　智和
1　決定年月日時　平成21年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月８日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１３８７号
神戸市兵庫区熊野町４丁目15番２号
債務者　岩崎元子こと　岩﨑　元子
1　決定年月日時　平成21年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月８日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１４０３号
神戸市長田区一番町３丁目１番地１号棟102号
債務者　桑原美知子
1　決定年月日時　平成21年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月８日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１４８７号
神戸市須磨区北落合４丁目42番76―102号
債務者　衣笠　美江
1　決定年月日時　平成21年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月８日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第４１３号
兵庫県川西市見野３丁目11番６号　205
債務者　上西美智子
1　決定年月日時　平成21年11月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月８日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２１年（フ）第１１１号
鳥取県東伯郡湯梨浜町大字長江357番地６
債務者　明里　和幸
1　決定年月日時　平成21年11月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月８日まで
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２１年（フ）第１１２号
鳥取県倉吉市上井550番地３　倉明園
債務者　吉本　幸代
1　決定年月日時　平成21年11月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月８日まで
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２１年（フ）第１１２号
鳥取県米子市皆生３丁目16番10号
債務者　小林　秀男
1　決定年月日時　平成21年11月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月８日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２１年（フ）第２１５号
鳥取県西伯郡大山町安原275番地
債務者　石橋ミサ子
1　決定年月日時　平成21年11月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月８日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２１年（フ）第２１６号
鳥取県西伯郡大山町安原275番地
債務者　石橋　好房
1　決定年月日時　平成21年11月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月８日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２１年（フ）第２１９号
鳥取県米子市今在家398番地１　ＮＥＷサニーハイツ101号
債務者　庄原　知子
1　決定年月日時　平成21年11月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月８日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２１年（フ）第６１２号
愛媛県松山市空港通１丁目４番50号　メゾンカトレア302号、住民票上の住所愛媛県松山市南斎院町1067番地の７
債務者　岡本　賢二
1　決定年月日時　平成21年11月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月８日まで
松山地方裁判所

平成２１年（フ）第６８４号
愛媛県松山市余戸東４丁目11番22号　ベルメゾン玉井201号
債務者　加藤　厚志
1　決定年月日時　平成21年11月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月８日まで
松山地方裁判所

平成２１年（フ）第１４８号
高知市南万々130番地６
債務者　片岡　　裕
1　決定年月日時　平成21年11月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月８日まで
高知地方裁判所破産係